

第2次四日市市情報化実行計画 概要版

令和8(2026)年3月

四日市市

1 計画の概要

2.1 法令上の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。

2.2 総合計画との関係

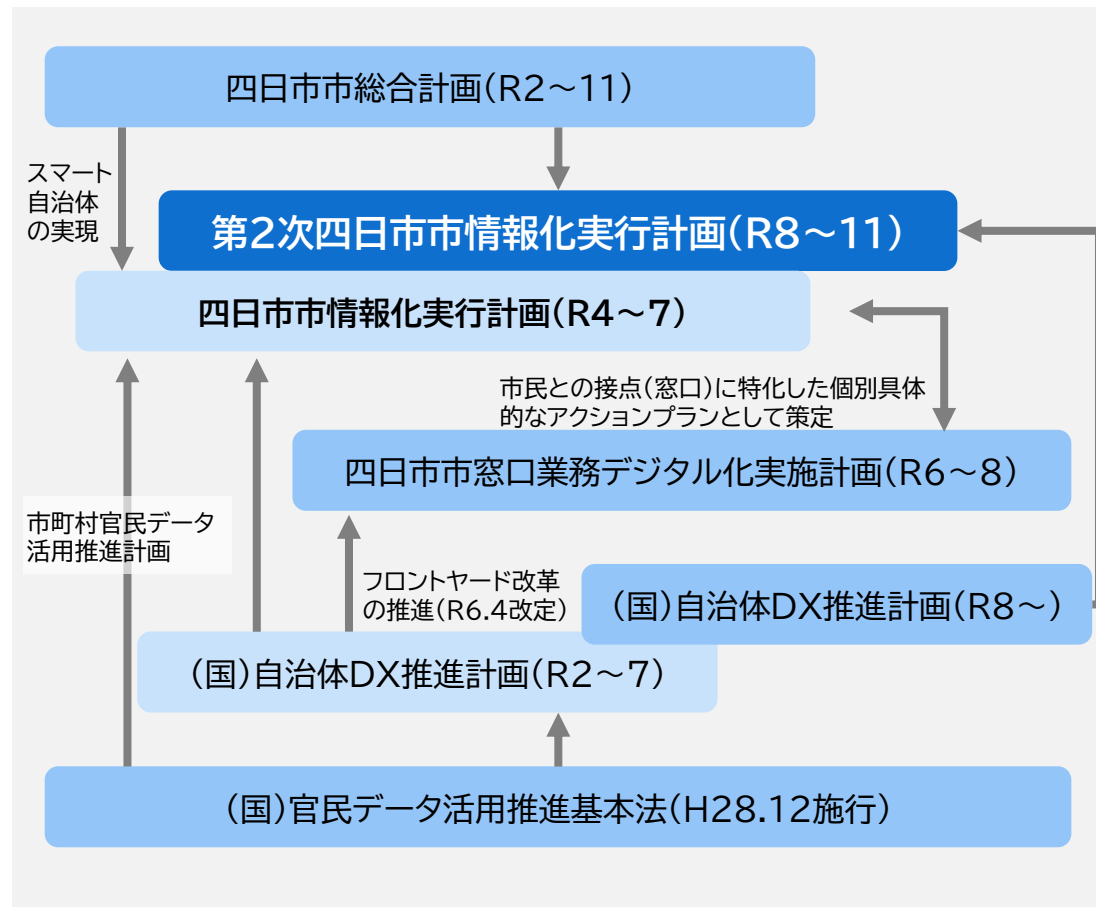
本市の総合計画である「四日市市総合計画(2020～2029)」(以下、「総合計画」という。)においてICTを活用した市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化などを旨とする「スマート自治体の実現」を掲げており、これを推進するための個別実行計画として取りまとめたものです。

本計画に基づき、行政手続のオンライン化や情報システムの標準化・共通化などに取り組み、行政事務のデジタル化を推進することで、行政サービスの更なる向上に繋がっていきます。

2.3 本計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

なお、各施策の取組状況や国の動向等を踏まえ、必要に応じて随時、改定等を行います。

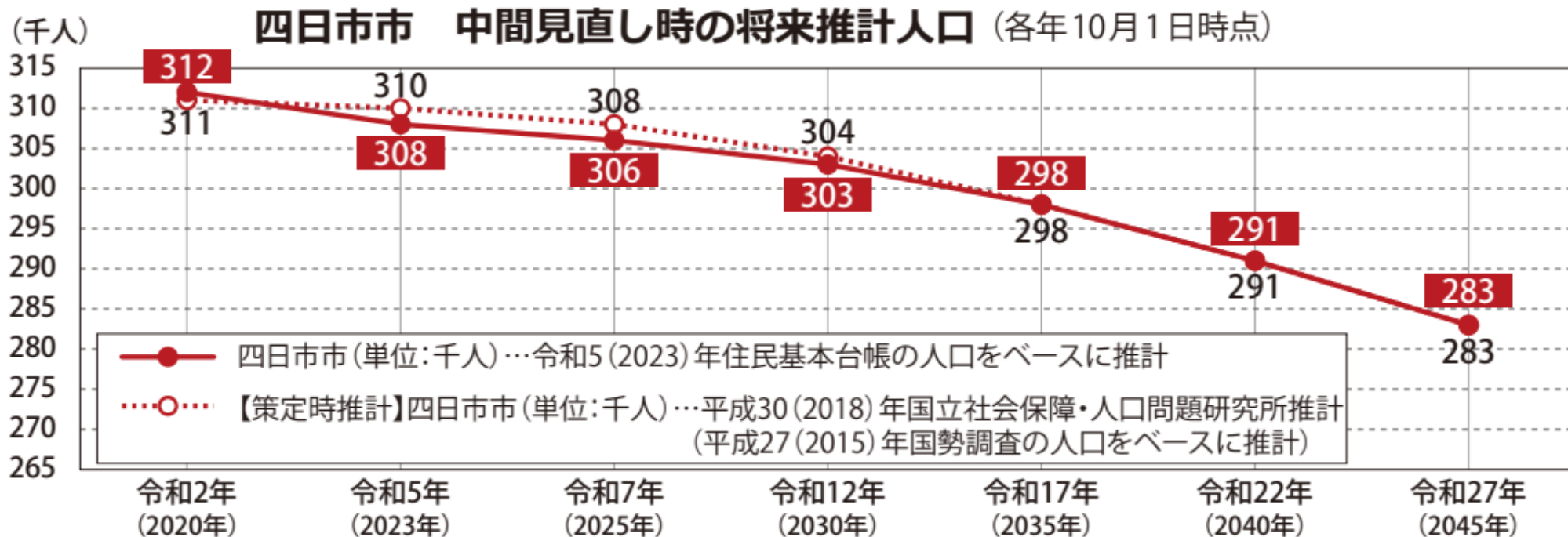


2 四日市市の現状と課題

我が国においては、現在、本格的な人口減少社会に移行し、生産年齢人口の減少と社会保障費の増大に直面しています。一方、デジタル分野の技術革新の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、新たな産業や生活スタイルが生まれています。

本市の人口は、令和2(2020)年は312千人、令和5(2023)年は308千人となっており、全国的に人口減少が加速している中、四日市市はなだらかな減少(1.28%減)にとどまっています。また、令和5(2023)年住民基本台帳の人口をベースに今後の人口の推移をみると、平成30(2018)年推計とおおむね同じ推移となっており、令和12(2030)年時点までは人口30万人を維持できる見込みとなっています。

また、デジタル分野は今後も更に進展し、社会経済環境は大きく変化することが想定されています。このような状況下においても、安定的な行政運営を確保しながら、行政サービスの質を維持していくためには、デジタルを活用した行政サービスの提供やテレワークなどのデジタル・ワークスタイルを通じた職員の新しい働き方の実現、デジタル施策全体の最適化、データを活用した地域課題の解決が重要になると考えています。



出典:四日市市「四日市市総合計画(2020~2029)」

2 四日市市の現状と課題

本市を取り巻く社会環境は、急速に変化しており、これに伴い市民ニーズや課題も多様化しています。

環境変化に応じた市民サービスの向上

デジタル技術の普及により、個々のニーズに合わせたサービス提供が可能な時代となっています。生活様式や価値観の変化に対応するため、行政サービスも柔軟に見直す必要があります。申請や手続のオンライン化、イベントのデジタル開催など、来庁を前提としないサービス提供の仕組みは利便性向上や行政効率化につながる重要な取組であり、デジタル技術の活用はこれからの行政運営において不可欠となっています。

本市では約2,400件の行政手続があるものの、オンライン申請可能な手続は限定的です。今後は市民負担軽減と利便性向上のため、オンライン申請の拡大と手続簡素化を積極的に進める必要があります。

また、デジタル化の恩恵を誰もが受けられるよう、デジタルデバイド解消に取り組み、包摂的な市民サービスを目指します。

最先端技術を活用した行政事務の効率化や新しい働き方の実現

本市ではRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用して業務効率化を進めているものの、依然として単純・反復的な事務作業も多く、企画立案や市民サービス向上へ十分なリソースを割くことが難しい状況となっています。そのため、持続可能な行政サービス提供に向け、AIなどの先端技術を活用し、さらなる行政事務効率化を図る必要があります。

また、国が推進する柔軟な働き方の一環として、本市もテレワークなど多様な働き方を取り入れ、職員のワークライフバランス向上と魅力的な職場環境を維持していくことが求められています。

さらに、国からは原則令和7(2025)年度までに、市町村の主要な20業務を処理する情報システムを国標準準拠システムへ移行するよう求められており、本市としてもこの動向を踏まえ、情報システムの標準化・共通化を推進し、全体の最適化に取り組んでいます。

地域課題解決に向けたデータの利活用

デジタル化の進展に伴いサービス利用履歴などの個人情報が増加し、情報管理の重要性が高まっています。サイバー攻撃などによる情報漏えい防止のため、情報セキュリティ対策強化は不可欠となっており、情報の適切な取扱いと安全な運用体制構築が求められています。

また、人口減少・超高齢化社会の課題解決には、先端技術を活用した新たな手法が求められています。本市は「四日市市オープンデータカタログサイト」において令和7(2025)年7月時点で116種類のデータを公開し、行政効率化や新ビジネス創出を目指しています。今後はさらなるデータ公開で地域課題解決と市民サービス向上につなげていきます。

一方、行政データは目的外利用制限やプライバシー保護の制約があるため、民間事業者との適切な役割分担のもと、データ利用の新たな環境整備が必要です。安全性と信頼性を確保しつつ、官民連携でデータ活用の可能性を広げることが、持続可能な地域づくりの鍵となります。

3 基本方針

国及び県の動向、本市の現状、課題を踏まえ、本計画に関する施策については、「くらしの利便性を向上させた利用者中心の市民サービスの実現」、「デジタル技術を活用した業務変革・生産性向上」及び「安全・安心なデータ利活用社会の実現」の3つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとします。

くらしの利便性を向上させた 利用者中心の市民サービスの実現

デジタルを有効に活用し、市民ファーストな行政サービスや情報格差を解消し、“誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化”を実現し、市民にとって便利で、使いやすい行政を目指します



フロントヤード
改革の推進



公金収納における
eL-QRの活用



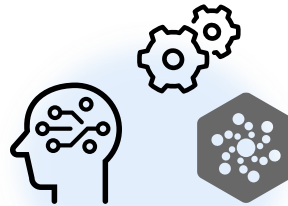
マイナンバーカードの
取得支援・
利用の推進



デジタルデバイス対策
(デジタル格差の解消)

デジタル技術を活用した業務変革・生産性向上

AI等のデジタルを活用し、業務の生産性を向上するとともに、テレワークなどのデジタル・ワークスタイルを通じて、職員の新しい働き方の実現を目指します



AI等の更なる
利用推進



テレワークの推進



自治体情報システムの
標準化

安全・安心なデータ利活用社会の実現

デジタル施策を支えるため、利便性とセキュリティ対策を確保したサービスの利用等による最適化を実現することで、デジタルの安全・安心な活用を目指します



情報セキュリティ対策



官民データの利活用推進

3 基本方針

本計画に関する施策について、3つの基本方針に係る個別施策、実施事項は次のとおりとします。

基本方針	個別施策	実施事項
<p>くらしの利便性を向上させた 利用者中心の市民サービスの実現</p>	<p>1 フロントヤード改革の推進</p> <p>2 公金収納におけるeL-QRの活用</p> <p>3 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進</p> <p>4 デジタルデバイド対策(デジタル格差の解消)</p>	<p>1-1 窓口業務のデジタル化</p> <p>1-2 職員の業務スマート化</p> <p>2-1 公金収納におけるeL-QRの活用</p> <p>3-1 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進</p> <p>4-1 デジタル機器に不慣れな方向けの教室の開催及びサポート人材の育成</p> <p>4-2 市民向けオンライン申請サポートの推進</p>
<p>デジタル技術を活用した 業務変革・生産性向上</p>	<p>5 AI等の更なる利用推進</p> <p>6 テレワークの推進</p> <p>7 自治体情報システムの標準化</p>	<p>5-1 AI等の活用</p> <p>6-1 テレワークの推進</p> <p>7-1 情報システム標準化・共通化対応</p> <p>7-2 クラウド活用に関する方針の検討及び移行推進</p>
<p>安全・安心なデータ利活用社会の 実現</p>	<p>8 情報セキュリティ対策</p> <p>9 官民データの利活用推進</p>	<p>8-1 職員の情報セキュリティ意識の向上</p> <p>8-2 情報セキュリティポリシーの見直し</p> <p>8-3 情報セキュリティ監査の実施</p> <p>8-4 情報セキュリティインフラの整備</p> <p>9-1 市保有データ等のオープンデータ化</p> <p>9-2 地域・行政課題解決のためのアプリの構築</p> <p>9-3 証拠に基づく政策立案(EBPM)のための庁内データベース等の整備</p>

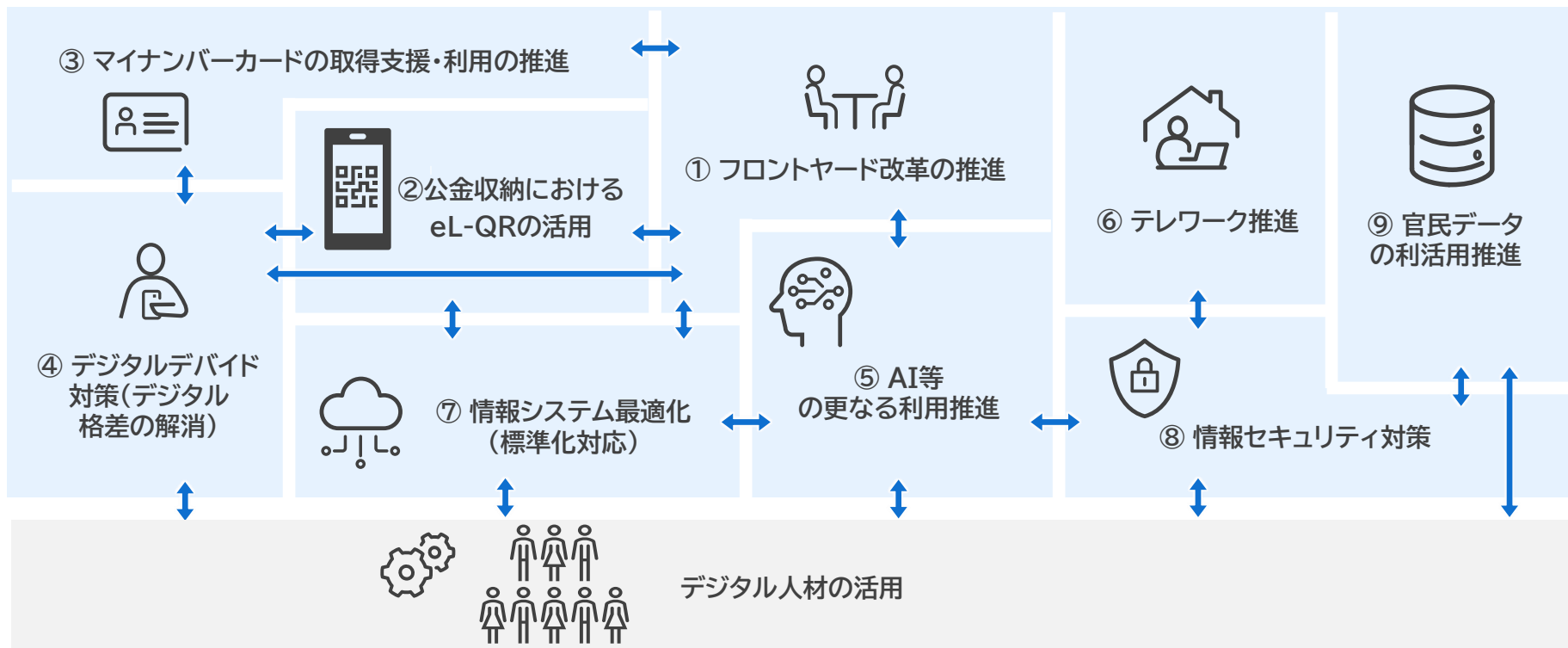
3 基本方針

社会全体のデジタル化が求められる中、地方自治体においても、デジタル技術を活用した業務の変革を担うことができる人材(デジタル人材)の育成が急務となっています。

本市では、四日市市情報化実行計画(令和4～7)において、デジタル人材の育成を個別施策の1つに掲げ、令和5(2023)年3月に策定した四日市市デジタル人材育成計画(令和5～7)に基づいた研修を全職員を対象に実施し、スマート自治体の推進に必要な人材開発に取り組んできました。

第2次四日市市情報化実行計画(令和8～11)では、デジタル人材の育成フェーズから活用フェーズへと移行し、これまで育成してきたデジタル人材を、施策全体を支える基盤に位置付けるとともに、各施策の推進において積極的に実践で活用することで、施策の実行力をさらに強化します。

なお、今後の新たなデジタル人材の育成については、令和7(2025)年3月に改訂した「四日市市人材育成・確保基本方針」に基づき、必要な研修を階層別研修において実施します。



4 スケジュール

個別施策名		令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
1 暮らしの利便性を向上させた利用者中心の市民サービスの実現					
1 フロントヤード改革の推進					
1-1	窓口業務のデジタル化	オンライン申請の導入・拡大			
		本人認証及びキャッシュレス決済の導入・拡大			
		窓口DXSaaS等の導入			
		ワンストップ窓口の運用開始			
		庁内案内やレイアウトの見直し			
1-2	職員の業務スマート化	デジタルツールの活用			
		ナレッジマネジメントの運用開始			
		リモートでの後方支援検討			
2 公金収納におけるeL-QRの活用					
2-1	公金収納におけるeL-QRの活用	eL-QRの構築			
		eL-QRの実装(優先する公金)			
		eL-QRの実装(規制改革実施計画以外の公金の拡充検討)、対応手続の拡充検討			
3 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進					
3-1	マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	マイナンバーカードの取得支援・情報発信			
		マイナンバーカードの活用検討・実装			
4 デジタルデバイド対策(デジタル格差の解消)					
4-1	デジタル機器に不慣れな方向けの教室の開催及びサポート人材の育成	各種スマホ教室の開催	各種スマホ教室の開催	各種スマホ教室の開催	各種スマホ教室の開催
		サポート人材の育成・維持、活用			
4-2	市民向けオンライン申請サポート推進	サポート体制の維持管理	サポート体制の維持管理	サポート体制の維持管理	サポート体制の維持管理

4 スケジュール

個別施策名		令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
2 デジタル技術を活用した業務変革・生産性向上					
5 AI等の更なる利用推進					
5-1	AI等の活用	業務調査・選定 評価 導入、維持管理 ツールの実証実験	業務調査・選定 評価 導入、維持管理 ツールの実証実験	業務調査・選定 評価 導入、維持管理 ツールの実証実験	業務調査・選定 評価 導入、維持管理 ツールの実証実験
6 テレワークの推進					
6-1	テレワークの推進		テレワーク利用環境の維持管理 コミュニケーションツールの維持管理		
7 自治体情報システムの標準化					
7-1	情報システム標準化・共通化対応	システムの構築・導入(一次) 標準化・共通化未対応システムの構築・導入(二次)	標準化対応に伴う業務見直し ガバクラ利用料の適正化検討		
7-2	クラウド活用に関する方針検討及び移行推進	方針検討		クラウド移行	

4 スケジュール

個別施策名		令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
3 安全・安心なデータ利活用社会の実現					
8 情報セキュリティ対策					
8-1	職員の情報セキュリティ意識の向上	研修の開催 インシデント訓練の開催 外部研修の受講	研修の開催 インシデント訓練の開催 外部研修の受講	研修の開催 インシデント訓練の開催 外部研修の受講	研修の開催 インシデント訓練の開催 外部研修の受講
8-2	情報セキュリティポリシーの見直し	セキュリティポリシーの見直し 基本方針公表	セキュリティポリシーの見直し	セキュリティポリシーの見直し	セキュリティポリシーの見直し
8-3	情報セキュリティ監査の実施	監査計画策定 内部監査 外部監査 自己点検	監査計画策定 内部監査 外部監査 自己点検	監査計画策定 内部監査 外部監査 自己点検	監査計画策定 内部監査 外部監査 自己点検
8-4	情報セキュリティインフラの整備	EDR製品等の検討	EDR製品等の導入	β´モデルへの移行 メール・グループウェアの更新	
9 官民データの利活用推進					
9-1	市保有データ等のオープンデータ化	公開用データの拡充・公開 公開データの精査			
9-2	地域・行政課題解決のためのアプリの構築	課題解決策の募集 アプリ構築・実証実験	課題解決策の募集 アプリ構築・実証実験 本格導入		
9-3	証拠に基づく政策立案(EBPM)のための庁内データベース等の整備	データ活用・EBPMの実施 EBPMの認知度向上・活用の促進 庁内データベース構築の検討			

**第2次四日市市情報化実行計画 概要版
令和8(2026)年度～令和11(2029)年度**

発行 令和8(2026)年3月

編集 四日市市 総務部 デジタル戦略課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL:059-354-8126 FAX:059-325-7530

E-mail:digital@city.yokkaichi.mie.jp